

北海道立道民の森条例（平成2年7月23日条例第16号）

最終改正:令和6年3月29日条例第49号

改正内容:令和6年3月29日条例第49号

○北海道立道民の森条例

平成2年7月23日条例第16号

改正

平成5年3月31日条例第15号
平成9年4月3日条例第48号
平成11年3月15日条例第12号
平成16年3月31日条例第50号
平成17年10月18日条例第107号
平成20年3月31日条例第50号
平成24年3月30日条例第50号
平成26年3月28日条例第57号
平成28年3月31日条例第60号
平成31年3月15日条例第42号
令和2年3月31日条例第52号
令和6年3月29日条例第49号

北海道立道民の森条例をここに公布する。

北海道立道民の森条例

（設置）

第1条 道民に、森林とのふれあいのなかで、森林のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、自然と共に生きる心を培うため、北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 道民の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立道民の森	石狩郡当別町及び樺戸郡月形町

（事業）

第3条 道民の森は、次の事業を行う。

- 道民の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- 森林に関する学習の機会を提供し、及び自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。
- その他設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 道民の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- 第7条第1項の承認に関すること。

- (3) 施設等の維持管理に関すること。
 - (4) その他知事が定める業務
- (利用日及び利用時間)

第6条 道民の森の利用日及び利用時間は、別表第1に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、道民の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。
- (利用の承認)

第7条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 管理棟学習室
- (2) キャンプ場(デイキャンプ場を除く。)
- (3) シャワー室
- (4) 工芸館工作室
- (5) 陶芸館工作室
- (6) バンガロー
- (7) 宿泊棟
- (8) 森林学習センター(研修室及び体育館に限る。)

- 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(承認の基準)

第8条 指定管理者は、道民の森の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道民の森の設置の目的に反するとき。
- (2) 道民の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他道民の森の管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第9条 第7条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 第7条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認(前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第7条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

- 2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(指定管理者の指示等)

第12条 指定管理者は、道民の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第13条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、道民の森の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年9月24日から施行する。

附 則(平成5年3月31日条例第15号)

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則(平成9年4月3日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月15日条例第12号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第50号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月18日条例第107号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立道民の森(以下「道民の森」という。)の施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の道民の森の施設の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立道民の森条例第7条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則(平成20年3月31日条例第50号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第50号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第57号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第60号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第42号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第52号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第49号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

地区名	施設名		利用日	利用時間
神居尻地区	管理棟		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	キャンプ場	林間キャンプ場		午後2時から翌日の午後0時30分まで(2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで)
		デイキャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで(林間キャンプ場利用者については、午後9時まで)
	シャワー室			午前9時30分から午後4時30分まで
	宿泊棟			午後2時から翌日の午前10時まで(2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午前10時まで)
	森林学習センター	展示室		午前9時30分から午後4時30分まで
		研修室		午前9時30分から午後8時30分まで
		体育館		午前9時30分から午後4時30分まで(登山者を除く。)
駐車場				
青山ダム地区	駐車場		5月1日から9月30日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
一番川地区	キャンプ場	オートキャンプ場	5月1日から9月30日まで	午後2時から翌日の午後0時30分まで(2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで)
		自然体験キャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで
	管理棟			
	駐車場			
月形地区	工芸館		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	陶芸館			午後2時から翌日の午後0時30分まで(2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで)
	学習キャンプ場			
	バンガロー			午前9時30分から午後4時30分まで
	駐車場			
牧場南地区	駐車場		6月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで

青山中央地区	案内所	5月1日から10月31 日まで	午前9時30分から午後4時30分 まで
	駐車場		

別表第2(第11条関係)

区分		利用料金の上限額				
管理棟学習室		1時間につき	4,480円			
キャンプ場	オートキャンプ場	テント1張り1泊につき	8,350円			
	林間キャンプ場	テント1張り1泊につき	3,620円			
	自然体験キャンプ場	テント1張り1泊につき	3,620円			
	学習キャンプ場	テント1張り1泊につき	3,620円			
シャワー室		1回につき	1,930円			
工芸館工作室	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1日につき	660円			
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1日につき	1,330円			
陶芸館工作室	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1日につき	660円			
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1日につき	1,330円			
バンガロー(10人用)		1棟1泊につき	17,580円			
バンガロー(4人用)		1棟1泊につき	10,280円			
宿泊棟	1 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びにその引率者が学校教育又は社会教育に係る学習で利用する場合	小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにその引率者	1人1泊につき	1,930円		
		高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにその引率者	1人1泊につき	3,100円		
	2 1以外の場合	6人部屋	1室1泊につき	30,260円		
		4人部屋	1室1泊につき	21,820円		
森林学習センター	研修室	全室	1時間につき	8,350円		
		A室	1時間につき	3,250円		
		B室	1時間につき	6,260円		
	体育館	全部利用の場合	午前		18,090円	
			午後		18,090円	
			夜間		22,340円	
		個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	午前		1,000円
				午後		1,000円
			2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	午前		1,930円
				午後		1,930円
	夜間		1,930円			

備考 午前とは午前9時30分から午後1時まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後4時30分から午後8時30分までとする。